

# 公営競技の施行団体(市町村)の指定について

## 1 施行団体となるための要件

### 各競技法の規定

○ 都道府県: 総務大臣の指定が不要

○ 市町村: 財政上の必要等を考慮して総務大臣が指定

※指定に当たっては、各競技の関係大臣(農水・経産・国交)と協議

※指定に当たり、期限又は条件を付することができる

※原則2年間の期限を付して指定(赤字団体、その他特別の事情がある団体等は、1年以下の期限を付して指定)

※オートレースは、市町村についても総務大臣による指定の仕組みがない

## 2 今回の指定(大臣告示)

○ 申請に基づき2団体を指定(1施行者)

	継続指定が必要な団体				継続指定が 不要な団体 指定期限制定 以前に指定した 市町村	指定する仕組みがないもの (法律に施行可能団体を規定)		令和3年度 施行団体
	今回指定 (R4.3.31まで)	令和2年度 2年指定 (R4.3.31まで)	令和3年度 1年指定 (R4.3.31まで)	令和3年度 2年指定 (R5.3.31まで)		都道府県	市町村	
競馬	2	27	8	2	—	11	—	50
競輪	0	0	12	0	37	6	—	55
競艇	0	33	0	24	45	1	—	103
オート	—	—	—	—	—	0	5	5
計	2	60	20	26	82	18	5	213

※競馬は、岐南町、笠松町(岐阜県地方競馬組合)を指定。

## (根拠条文) 各公営競技法の関連規定

### 競馬法(昭和二十三年法律第百五十八号) (抄)

(趣旨)

第1条 この法律は、馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与するとともに、地方財政の改善を図るために行う競馬に関し規定するものとする。

(競馬の施行)

第1条の2 日本中央競馬会又は都道府県は、この法律により、競馬を行うことができる。

2 次の各号のいずれかに該当する市町村(特別区を含む。以下同じ。)で、その財政上の特別の必要を考慮して総務大臣が農林水産大臣と協議して指定するもの(以下「指定市町村」という。)は、その指定のあつた日から、その特別の必要がやむ時期としてその指定に付した期限が到来する日までの間に限り、この法律により、競馬を行うことができる。

一 著しく災害を受けた市町村

二 その区域内に地方競馬場が存在する市町村

3 総務大臣は、前項の規定により市町村を指定しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

4 第2項の規定による指定には、条件を付することができる。

5・6 略